

県北広域振興局長告示第45号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成26年10月24日

県北広域振興局長 高橋 信

1(1) 名称 洋野町山谷特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の主要地方道八戸大野線と一般県道明戸種市線との交点を起点とし、起点から主要地方道八戸大野線を西に進み町道川津内線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道関口ナメラ線との交点に至り、同点から同町道を北に進み一般県道明戸種市線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進みさらに東に進み一般県道明戸種市線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み洋野牧場牧柵との交点に至り、同点から同牧柵に沿って東に進み町道宿戸明戸線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み一般県道明戸種市線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 軽米町軽米特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡軽米町地内の国道395号と町道向川原軽米バイパス線との交点を起点とし、同点から国道395号を南東に進み町道岩崎外川目線との交点に至り、同点から同町道を西に進み農道中山1号線との交点に至り、同点から同農道を北に進み町道軽米高家線との交点に至り、同点から同町道を東に進み一般県道二戸軽米線の交点に至り、同点から同一般県道を南に進み町道蓮台野橋大町線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道大町向川原蓮台野橋線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道向川原駒木線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道沼田線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道向川原軽米バイパス線との交点に至り、同点から同町道を北東に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 九戸村屋形場特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡九戸村地内の村道袖川山根線と村道川向西山線との交点を起点とし、起点から村道袖川山根線を南に進み村道荒谷遠志内線との交点に至り、同点から同村道を西に進み九戸郡九戸村と二戸郡一戸町の境界に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を西に進み九戸郡九戸村と二戸郡一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み村道川向西山線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を東に進み村道川向西山線との交点に至り、同点から同村道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

4(1) 名称 九戸村山根特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡九戸村地内の国道340号と村道鹿島小沢線との交点を起点とし、起点から国道340号を南東に進みさらに南西に進み村道袖川山根線との交点に至り、同点から同村道を北西に進みさらに北東に進み村道荒谷遠志内線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道小沢遠志内線との交点に至り、同点から同村道を東に進み村道鹿島崖渡線との交点に至り、同点から同村道を東に進み村道鹿島小沢線との交点に至り、同点から同村道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器